



足立区議会だより

発行/東京都足立区議会 ☎(3880)5111 No.156

第2回 定例会

RECYCLE PAPER
—森林資源を大切に—



新庁舎本会議場

第2回定例会 会議のあらまし

平成8年足立区議会第2回定例会は、6月7日から26日までの会期20日間で開催されました。今定例会では区長から提出された議案19件、議員提出6議案並びに区民のみなさんから提出された請願・陳情について審議がなされました。結果については、それぞれ本文記載のとおりです。

区長提出議案は すべて原案可決

今定例会に区長から提出された足立区災害対策本部条例の一部を改正する条例などの議案は、すべて原案のとおり可決されました。

(可決した主な議案については6頁に掲載)

諮問は妥当及び棄却の答申

人権擁護委員の任期満了に伴う推薦について区長から議会の同意を求められました。議会はこちらに対し、異議ないものと答申しました。学童保育室の入室に関する異議申立てについては棄却すべきものと答申しました。

議員提出議案は 意見書4件可決

今定例会では、6件の議員提出議案が出され、そのうち、機関委任事務の廃止を求める意見書、情報公開法の早期制定を求める意見書、公的介護保険制度創設に関する意見書、調整率の引き上げなど、都区財政調整の改善を求める意見書の4議案を可決し、関係機関に提出しました。

(可決された意見書の要旨については7頁に掲載)

請願・陳情を審査

区民のみなさんから提出された請願7件、陳情25件は本会議において本文記載のとおり決しました。

(請願・陳情の審査結果を6、7頁に掲載)

主な内容

■区政を問う(代表質問) ……2～5頁

■可決した主な議案 ……6頁

■みなさんからの請願・陳情 ……6～7頁

■今定例会で可決した意見書 ……7頁

■新庁舎における議会の紹介(委員会全面公開) ……7～8頁

■あなたの声を請願・陳情で ……8頁

■足立区議会会派の構成 ……8頁

■本会議議席図 ……8頁

…

…

『議員からの寄付は、罰則を以て禁止されています』

議員(候補者等を含む)が、お祭り・運動会・親睦旅行会・会合等の行事や、入学式・卒業式の行事に対し、寄付・お祝い・差し入れ等を行うことは、公職選挙法により、議員資格剥奪の罰則をも以て禁止されています。

また、受け取った人も、罰せられます。

個人に対しても、結婚式・葬式(告別式を含む)以外全ての、お祝い金(入学・卒業等)・贈り物(お歳暮・中元等)を行うことも、同様に禁じられています。区民の皆様のご協力を宜しくお願い申し上げます。

代表質問

議案の審議に先立ち、各会派を代表する9名の議員が、区政全般について質問を行い、区政執行にあたる区長をはじめ執行機関の考えを尋ねました。

代表質問は平成8年6月7日・10日・11日に開会された第2回定例会本会議で行われました。

足立区議会 自由派市長



鹿浜 清 議員

新たな情報化システムによる区民サービスの向上について

【問】本年5月に開庁した新庁舎は、福祉総合システムや地域防災システムなど数々の情報化システムを導入しているが、これらのシステムによって、どのような区民サービスの向上が図られたのか伺う。



【答】福祉総合システムの相談支援システムにより、迅速かつ的確な区民サービスの提供が可能となっている。また、今までも本庁舎にいかなければ手続きできなかつた福祉サービスについても、身近な福祉事務所でも申請・受付ができるようになってきている。

また、戸籍情報システムは、従来20分程度かかっていた戸籍謄・抄本の発行が、現在は2〜3分で済むようになり、区民事務所でも、発行時間の短縮化を図ることができている。

職員意識改革の成果について 【問】新庁舎の事務室がきれいに、かつ広く明るくなった。器が変ったのであるから、職員の方の意識も当然変わっていか

ねばならない。区は、意識改革のためにどんな取り組みをし、どのような成果があがっているか。

【答】窓口等における接遇の向上、執務態勢のあり方等について全庁的に検討を重ね、研修等を実施してきた。今後とも、新庁舎が区民に親しまれるサービス拠点となるよう、各所属・職員一丸となって努力していく。

【問】庁舎は言うまでもなく、区民のためのものである。新庁舎はこの観点から、庁舎ホールや展望レストランを休日や夜間も区民に開放するなどしているが、本当に区民に親しまれる庁舎となっているのか。区民に親しまれるため、どのような努力をし、どんな成果があがったか。

【答】開庁に先立ち実施した一般公開では、三千六百名余りの区民の方々が来庁され、新庁舎への期待と関心の高さを示している。開庁後も見学を希望される区民の方が多く、とりわけ庁舎ホールやレストランなどの区民交流エリアへの関心が高い。今後とも、区民に親しまれる庁舎とするよう努力を重ねていく。

投票日の変更について 【問】公職選挙法には投票日の曜日規定はない。投票日の工夫で、区民の政治参加を促進することはできないか。祝日、土曜日の投票などを検討すべきと思うがどうか。

【答】ライフスタイルが多様化している現在、土曜日や祝日の投票も選択肢の一つであると考

える。去る5月25日の「土曜日」に執行された、長岡市の選挙結果では、わずかながら投票率が上昇したとのこと。この選挙の分析には、国をはじめ全国の自治体も強い関心を示しており、注意深く見守っていきたい。

また、情報弱者の皆さんには、手話通訳、外国語ボランティアの活用、総合相談窓口の設置など具体的な対応を図っていく。

【問】自ら進んで社会活動に奉仕することは、豊かな社会を実現するカギと言われている。区長は、純粋な区民の奉仕活動をどう評価し、行政との接点をどう考えているのか、所見を伺う。

【答】区民の皆さんが取り組まれている様々な分野での奉仕活動については、活動されている区民の方々に敬意を表するとともに感謝申し上げている。行政

向上を進める責務を負っていると考えている。今後とも、区民の方々の自主的な活動を尊重し、活動の条件整備、専門性の提供、全区的な調整等、地域の方々と協議しながら住民自治の発展に寄与していきたい。

【問】新庁舎内防災センターを核に、防災無線ネットワークが、駅や病院、そして避難所となる学校にまで拡大されたと聞か

【答】現在、地域防災無線のネットワークは、区内全域の408箇所に拡げられている。また、町会・自治会等に戸別受信機を約400台設置したが、今後も、災害時に必要な情報がいち早く届けられるよう努力していく。

【問】老人保健福祉審議会の報告を受けた厚生省原案は、①被保険者を40歳以上とする②在宅サービスを先行実施する③保険者は区市町村とする④家族介護への現金給付は当面行わない等

【答】この原案には次のような問題点がある。①65歳未満の被保険者については加齢に伴う要介護状態の認定が必要になるが、認定にあたっての判断が難しい②在宅サービスを先行することは、介護サービスを医療保険、公的介護、福祉措置

の三つの制度にまたがり制度が更に複雑化する③家族介護に対する現金給付を行わないことは、公平性の面で問題がある。これらの問題点については、今後区長会を通じて国へ意見具申を行っていく。

【問】CATV事業は、新たに建てる建築物による電波受信障害の対策を公共的立場で、かつ継続的に対応しようとしているが、ここで問題となるのは、既存の建物における電波受信障害対策施設の劣化とマンションの管理組合や地域の管理組合に対する対応である。CATVを推進するに際し、このような事例にどう対応するのか。

【答】基本的には実施機関を予定している「まちづくり公社」とマンションの管理組合や地域の管理組合との契約によって費用負担をして頂くが、既に受信障害の解消のために必要な措置を講じていたことに配慮して、適正に価格を設定するよう考えている。

【問】子供の頃から善悪の基準を正しく教えると同時に、街を愛し、環境を守る心を育てる教育はどの程度行われているか。

【答】各学校では、学習指導要領の示すところに従い、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成し、その中で善悪の判断についても児童・生徒の発達に即した指導を行なっている。環境教育については、教育委員会の教育目標を達成するための基本方針においても明

示してあるように、その推進に努めている。

【問】少子化時代を迎え、学校の統廃合問題、加えて、校舎の改築の時期を迎えている。建て替えの際、学校施設と老人福祉施設を複合施設とし、子供達とお年寄りが触れ合うことにより、豊かな情操を育むべきと思う。今後の考えを伺う。

【答】「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置計画及び改築計画に関する報告書」の中で、老人福祉施設との複合化についても、国の動向や立地条件などを考慮しながら、教育効果の向上につながるような複合化について提言している。従って、今後とも福祉部等関連部署と具体的に検討していきたい。

【問】新庁舎が開庁し、足立区の新しい歴史のページが開いた。この庁舎を区民がわが家同然に気軽に利用できるよう広報に努めるべきと思うがどうか。

【答】庁舎ホールや展望レストラン、区民ギャラリー等の施設



石鍋 達夫 議員

新庁舎について伺う

代表質問

区政を

傍聴してみませんか 区議会本会議は公開されています

次の定例会議は9月に開会されます。

が区民の皆さんの憩いの場として広くかつ有効的に利用いただけるようPRを行っていく。光熱費等の節約については、常用自家発電設備を導入して契約電力の節減を図っている。また、省エネタイプの照明を採用するとともに、昼休みや午後6時以降の部分消灯を実施している。この他雨水利用システムや雑用水の循環による再利用システムを採用している。なお、災害時には、土木部、災害対策課職員との連携により、正確な情報を区民に伝達していきたい。

西新井駅にエスカレーターを設置

【問】この地域は、福祉のまちづくりモデル地区に指定されており、西新井駅にエスカレーターを設置するよう東武鉄道に要請されたい。

【答】エスカレーターの設置については、これまでも東武鉄道に早期設置を要請している。しかし、西新井駅は、大規模な駅舎改修を行わなければ設置ができない構造であること、更に北千住駅大改修に伴う運行形態の改変によって、同駅の乗降客に大きな影響が出る点と見ており、その流動変化を見極め、駅舎大改修の中で設置を計画していく考えであると聞いている。

しかしながら、西新井駅は区内の主要な駅であり、駅施設の改善について、引き続き、東武鉄道に要請していきたい。

旧日光街道の区道移管について

【問】歴史のある旧日光街道が環七を境に区道と都道に分かれている。誠にすっきりしない。早く区に移管してもらい整備す

べきと考えるが、その後の都との調整状況を知りたい。

【答】環七以北の旧日光街道について都と協議を重ねた結果、本来なら水路区域は足立区が、道路区域は東京都が確定すべきところであるが、都区双方で路線の半分ずつを選定して測量し、区域を確定するまでの覚書を今年3月に締結した。

移管の時期については、当該路線の測量後都との協議が完了しだい速やかに実施したい。

世界遺産を紹介する場を設けよ

【問】国連のユネスコで世界文化・自然遺産を指定している。日本でも白川郷を始め20数か所ある。美術館設立が難しい今日、このような世界遺産の場所、内容を紹介する文化自然会館の設立を望むが、新庁舎の空間を利用して紹介が可能である。

【答】当区においては、これまでも生涯学習館において、国内で指定されている世界文化・自然遺産のビデオを購入し、区民に提供している。また、新たに建設される生涯学習センターにおいても、これらの機能の拡充に努力していく。



子供図書館の設立を望む

【問】親と一緒に子供が見る・読める方式の子供図書館の設立を望む。読書離れが続く今日、人間の思考力をつけたり、芽生

えさせるには、幼児、子供期の読書しかない。最初は親が読んであげ、しだいに自身で本を読む、見る習慣をつけさせたい。

【答】子供の成長における読書体験の役割は大きなものがある。このためには、家庭、学校、行政が連携して子供達に本に親しめる環境を作っていく必要がある。そのためには、区立図書館の児童コーナーや児童館、学校図書館の拡充とともに、現在計画中の新中央図書館では、子供とその親のための子供図書館スペースを計画している。

特別区制度改革の現状について

【問】特別区制度改革について現時点での課題を示されたい。

また、制度改革の意義をどのようにPRしているのか伺う。

【答】課題は①法律の早期改正②清掃事業移管に伴う施設整備と運営について都区間及び特別区間の検討を進めていくこと③税財政制度や特例制度を見直し、特別区の自主性と自立性を強化することである。PR方法はパンフレット配布・23区共同大会・講演会開催等である。平成12年の制度改革を確実にしたい。

道徳教育の充実と学校の統廃合について問う

【問】人格形成の基本である道徳教育について区では、指定校の委託を受けるなど前向きである。真の愛国心・公共性を深めた一層の指導を求める。また、世界の常識である国旗掲揚・国歌斉唱の状況は徹底しているか。



新井ひでお 議員

次に、統廃合が予定されている桑袋小と花畑東小、竹の塚北小と洲江第二小の状況と通学路の安全性について問う。

【答】指摘のとおり、道徳教育の大切さを認識している。今後学校教育において心の教育充実に取り組み。国旗掲揚・国歌斉唱については入学式、卒業式において100%実施されている。今後は一層児童・生徒にも周知できるように各学校を指導する。

統合新校は、桜花小と西保木間小となった。それぞれの地域で「統合地域協議会」を設置し協議の上決定した。通学路については、毛長川に人道橋を架橋すべく急いでおり、児童の安全対策には十分配慮していく。

地下鉄8号線の北伸を目指せ

【問】常磐新線と舎人新線の目途がたち、次はメトロセブン、足立・北・池袋線、地下鉄8号線である。地下鉄8号線については、運輸政策審議会答申を控えて、亀有以北への延伸を目指し地域と一体化した誘致運動を展開すべきと考えるがどうか。

【答】亀有以北の延伸につき、地域代表者が都知事に陳情し、引き続き運輸大臣へ陳情を行う予定とのこと。この誘致運動を区としても積極的に支援していく。また、区は昨年度同線の延伸に関する基礎調査に着手した。



【問】常磐新線の沿線開発のうち、六町駅周辺は、住民に負担を求める区画整理事業を用いるが、地域住民の意見をもとに推進していくべきである。区の基本計画によると、当地域は「良好な居住環境の形成と新しい広域拠点」また「商業・文化機能の整ったまちづくり」構想となっている。将来を見据えた夢のあるまちづくりを推進するため、例えば学習文化機能を持った複合施設の展開、また現在でも環境面で問題視されている加平小の移転、それに連動した学習文化施設を検討してはどうか。

【答】指摘のとおり良好な環境整備やまちづくりに取り組んでいく。加平小や複合施設の提案については、区画整理事業全体の進捗の中で、地元との調整を図りながら検討していく。

第二次足立区女性行動計画改訂と選挙公約について区長へ問う

【問】第二次足立区女性行動計画を改訂してはどうか。

【答】改訂プランは、平成12年度までに特に進める必要がある施策を位置付けた。「女が活き、男が活き、まちが活きる足立区」の実現に全力的に取り組む。また、四期目の立候補に際し掲げた公約は、「新基本構想」の実現である。特に下水道や鉄道新線の導入、高齢社会への諸課題等着実に進展していると考える。



西口喜代志 議員

区長16年間の所感を問う

【問】区長は、他区に先がけて行政改革に積極的に取り組んできた。区長在任16年間の総括して所期の目標をどこまで実現できたか。

また、社会環境の大きな変動に、どのような指針を持って立ち向かってきたか、自己採点も含めて所感を伺う。

【答】区長に初当選した昭和55年頃の大きな課題は、行政改革の推進と高齢化社会への対応であった。このことを踏まえて、都市基盤・生活基盤整備が遅れていた足立区を、いかに「調和のとれた心豊かな住み良いまち」にしていくのが大きな課題であった。以来、一貫して行政改革を通して、行政の体質改善と財政の健全化を進めてきた。こうしたかきがあつて、16年前と現在の足立区を比較すると隔世の感がする。

公社等の業務や機構の見直しは統廃合まで視野に入れよ

足立区議会 公明

【問】区と公社間及び公社相互間の業務の競合など抜本的な再構築が指適されているが、業務や機構の見直しにとどまらず、公社の統廃合まで視野に入れた検討をすべきと思うがどうか。

【答】公社等の業務や機構の見直しについては、区と公社の職員等による「公社等見直し検討委員会」を設置したところである。

経営改善については、本年9月の中間報告及び平成9年3月の最終報告を、整理合理化については指摘の点を含め平成9年9月の報告を予定している。

事務のOA化による区民サービスの向上について伺う

【問】新庁舎が開庁し、事務のOA化も進めていると聞くが、その結果、区民にとってどのように便利になったのか伺う。

【答】戸籍事務をコンピュータ処理することにより、従来20分程かかっていた戸籍謄・抄本の発行が、現在は2〜3分で済むようになり、また、福祉総合システムの相談支援システムは、200を越える福祉サービスのなかから、どのサービスが区民に該当するかを判定させるもので、迅速かつ的確な区民サービスの提供が可能となった。

震災対策の啓発活動を強化せよ

【問】区政に関する世論調査によると93%の方が大地震発生による不安を感じているが、約半数が地震に対する備えをしていない。そこで、区民に対する一層の啓発活動が必要であると考え、区としては、今後どのような手段をもって普及するつもりか伺う。

【答】区では現在、避難所となる小・中学校単位に避難所運営会議を、また、地区町連ごとに「地域防災会議」を設置し、地域が協力して行う震災対策について協議していただくよう、お願いしているところであり、これらの機会を通じて一層の啓発活動を推進していく。



総合防災訓練について伺う

【問】今年度は東京都と合同の総合防災訓練で、9月1日は日曜日であり、区民意識高揚のまたとない機会である。しかし、これまでの「見える」訓練では効果が見えない。より実践的な訓練を想定し、区民主体のものとするべきと思うがどうか。

【答】区では阪神淡路大震災のは、町会内に新たに結成する区民レスキュー隊を中心とした救出・救護訓練を実施する。また、避難所開設・宿泊・医療救護所設置訓練等に多くの区民が参加していただけるよう計画している。そして、消防団・区民消防隊・区民ボランティア等の参加をいただき「自らの町は自らが守る」ための訓練をしていく。

家庭教育振興計画の評価と今後の取り組みについて

【問】子育てに不安を持つ親、なんらかの支援を求めている家庭には行政もかわりあいを持つことが必要である。当区においても家庭教育振興計画が策定されて一年が経過したが、その評価と今後の具体的な取り組みについて伺う。

【答】7年度は、ほぼ、当初の予定どおり「子育て仲間づくり」の実践や「特段の配慮を要する家庭」への支援のための調査等、具体化に向けた施策を展開してきた。今年度は、青少年課に「家庭教育推進主査」を新設、また、教育委員会の教育目標項目の一つに「家庭教育」を明示し、学校とともに個々の家庭支援の取り組みを推進していく。



前野 和男 議員

資源化センターを設置せよ

【問】平成12年4月に都から区へ清掃事業が移管されるが、可燃ゴミの再利用を徹底するため、公設民営、または区内回収業者に建設費の公的支援を行うことにより資源化センターを設置すべきと思うがどうか。

【答】ペットボトルをはじめ、リサイクルシステムが確立されていない各資源化物の中間処理を主な機能とする資源化センターの整備については今後、事業者団体の方々にも参画いただき検討していく。

高齢者福祉サービスの手引き作成について伺う

【問】高齢者福祉施策の内容を虚弱高齢者や一般区民に分かりやすく伝えてほしいという要望が多い。

イラスト入りの「高齢者福祉サービスの手引き」を作成すべ

きと考えるがどうか。

【答】高齢者福祉施策の周知は全区民を対象として広報エクспレス及びブリン等を通じて行っている。

今後とも、分かりやすい記事内容を目指して検討して行きたい。イラスト入りの手引きについては、今後の検討課題とした。なお、本年4月より福祉総合システムが稼動し、区民の要望に対する総合的な対応については努力している。

緊急課題の保育所待機児の対応について伺う

【問】緊急課題として、平成8年5月1日現在の保育所待機児数は、1歳児27名、2歳児27名と来年度の2歳、3歳児の申請児童数は、定員枠をはるかに上回り、待機児が大幅に増加すると予想されるがこの対応を伺う。



【答】指摘のように、待機児童数の解消は、緊急かつ重要な課題と考えている。そのため、定数の見直しによる低年齢児への対応などを行ってきた。

今後は、保育園の新設や改築による定数増や、その他の保育資源の活用を図り、対策に努めていく。

なお、保育需要については、地域的偏在があり、福祉事務所においては、待機者の状況を的確に把握するとともに、できる限り「欠員」状況をなくすよう取り組んでいる。

【問】保育所保育が保育需要に素早く対応しにくい現状では家庭福祉員が戦力にならざるを得ない。家庭福祉員の資格条件の緩和と二年間の出前研修や講習会の参加などを取入れた足立区に合った家庭福祉員の制度に改めるべきと思うがどうか。

【答】0歳と1歳を中心とした低年齢児の保育需要が高まる中、家庭福祉員制度の拡充は効果的な施策と考える。

家庭福祉員の登録については、保母・教員等の資格があり、応募される区民の方が少ない。そこで、研修や講習会の参加者を資格条件に加えるとの指摘については、都との協議も踏まえ、区としても条件緩和について検討していく。



杉崎 征司 議員

学校の余裕教室の有効活用について伺う

【問】現在、小学校769教室、中学校423教室、合計一千192教室が空き教室となっており、今後もなお増えるものと推計される。この余裕教室を高齢者福祉施設などに有効かつ積極的に活用し、来るべき超高齢化社会に対応すべきと思うがどうか見解を伺う。

【答】学校の余裕教室の高齢者福祉施設への活用については、提案のとおり必要な施策であると認識している。

現在、庁内に小規模高齢者住宅サービスセンター整備検討会を設置し、余裕教室の具体的な活用に向け検討中である。



区内産業への支援策について伺う

【問】区内産業の活性化に向けて、現在区で行っている商・工相談事業をはじめ、広く受発注の情報提供等の強化を図る方策についてどのように考えているか。

【答】景気低迷の中で、受発注、特に受注の機会を増やしていくことは、区内中小企業を活性化させるうえで重要な施策と認識している。

今年度、受発注情報提供の迅速化を図るため、都の中小企業振興公社とのオンラインの高度



小野 実 議員

区の行政運営について伺う

【問】四期16年、古性区政の行政運営は、区民のための事業を削り、こうしてため込んだ積立金で、豪華庁舎に象徴されるゼネコン・大企業奉仕の大型建設事業につき込むといったものであった。

【答】地方公共団体の行政運営については、「住民の福祉の向上に努めるとともに、最小の経

日本共産党足立区議団

今また、第二次行革による区民施策の一層の削減を図りながら、ホテル建設だけは「聖域」として強行しようとしている。こうした行政運営は、地方自治法に定められた自治体の仕事「住民の安全、健康、福祉をまもる」ことを放棄するものと思うがどうか。

【答】地方公共団体の行政運営については、「住民の福祉の向上に努めるとともに、最小の経

費で最大の効果をあげること」が要請されている。区民の負担に比べ、新たな行政需要や多様化する住民ニーズに対応するためには、行政改革を進めるとともに、常に事務事業を見直し、不断の努力を重ねることが必要だと考えている。

「区民が主人公」の開かれた区政を実現せよ

【問】「区民が主人公」の開かれた区政の実現について次の三点を問う。①審議会運営を個々の委員の意見が十分反映されるよう論議をつくすとともに、委員構成は、一般区民からの公募が過半数となるよう真の区民参加を保障し、会議は公開とすべきであると考えがどうか②情報公開とは、「成案」を固めてから住民に「公表・説明・説得」するものではない。事業の計画段階から全面公開し、区民の意見が確実に反映される仕組みをつくるべきと思うがどうか③区民世論調査の結果を重視し、区政に忠実に反映すべきと考えるがどうか。また、住民の監察・救済を制度的に保障する区民オンブズマン制度をつくるべきと思うがどうか。



【答】①今回策定した第二次行革大綱に基づく実施計画で、各審議会の活動実態等について見直しを行い、統廃合、また、委員

数やその構成等について今年度検討していくことになっていく。従って、会議の公開、公募制導入の是非やその規模について今後十分検討していきたい②計画検討段階にある情報、いわゆる意思形成過程の情報の提供及び公開には難しいものがある。今後は、可能な限り区民の意見が反映されるよう努力していく

「区民世論調査」などに見られる区民の要望については、行財政運営方針において実施計画の策定にあたり十分反映させることとしている。今後も、施策の展開にあたり、区民の要望を反映させていきたい。また、区民オンブズマン制度については、現行の行政監視・行政監察の機能の制度普及や制度充実につとめる考えであり、当面、区民オンブズマン制度は創設しない。

【問】直接請求署名について何う
投票条例を定めるに当たって「区長と議会が対立して取捨がつかない時とか、議会が明確に判断しかねる時など」の制約がどこにあるのか何う。

【答】憲法、地方自治法の規定には、指摘のような明文の制約はない。しかし、「議会の対立や意見の定まらない時」に直接請求権が行使されるという例示は妥当なものと考えられる。

ホテル建設について問う

【問】「足立区本庁舎跡利用対策審議会」の答申には、「区民の意向を把握しながら」との指摘があるが、区はなぜ、区民の意向把握をやらなかったのか。答申無視ではないか。

【答】区民の意向把握については、審議会の答申を得た後、町会、自治会、民生委員協議会等を通じて民意の反映に努めてきた。また、本庁舎跡利用建設計画調査特別委員会において十分な議論がなされ、区はそうした意向を尊重しながら進めてきた。

【問】小・中学校の施設改修、維持補修予算は近年大幅に削減されており、学校が「荒れた状態」にある。そこで、当面、次の改善を求め、①トイレのドア、個室の間仕切り、便器の改修、排水の改善及び換気扇の新設・補修など、学校トイレの抜本的改善を図れ②給食調理場への汚水の逆流、カビの発生、水滴の落下等の対策と環形動物などの出沒を根絶すること。

【問】小・中学校の施設改修、維持補修予算は近年大幅に削減されており、学校が「荒れた状態」にある。そこで、当面、次の改善を求め、①トイレのドア、個室の間仕切り、便器の改修、排水の改善及び換気扇の新設・補修など、学校トイレの抜本的改善を図れ②給食調理場への汚水の逆流、カビの発生、水滴の落下等の対策と環形動物などの出沒を根絶すること。

【問】「厚生省の介護保険制度案」とする人にとって、必要なサービスが受けられる保障がなく、その一方で高齢者の負担増だけは明瞭で、国の責任と負担はあまいなどの問題がある。この大綱について区長の見解を何う。

【答】厚生省が示した案によれば、サービスの質や量については全国の平均的水準として設定する方向を打ち出しているため、特別区の区域における現行のサービス水準とは、格差が生じることが想定される。今後大都市加算の導入を引き続き要望するとともに、サービス水準のあり方について都区で検討していく。また、低所得者への配慮等については、今後の動向を見ながら国に対して要望していく。

「足立区地域保健福祉計画」の見直しについて問う

【問】地域保健福祉計画については区は中間点での見直しを約束し、昨年、高齢者生活実態調査を行なったが、今回も要介護老人の全数調査は行なわれず十分なものになっていない。区長は、見直しは「介護保険制度の動向等をみながら」と述べたが、どのような視点で見直しを行うのか。

【答】今年度行なう見直しにあたっては、現在の足立区地域保健福祉計画の基本理念は継承していく。そのうえで、前年度行



大島 芳江 議員

介護保険制度について問う

【問】厚生省の介護保険制度案とする人にとって、必要なサービスが受けられる保障がなく、その一方で高齢者の負担増だけは明瞭で、国の責任と負担はあまいなどの問題がある。この大綱について区長の見解を何う。

【答】厚生省が示した案によれば、サービスの質や量については全国の平均的水準として設定する方向を打ち出しているため、特別区の区域における現行のサービス水準とは、格差が生じることが想定される。今後大都市加算の導入を引き続き要望するとともに、サービス水準のあり方について都区で検討していく。また、低所得者への配慮等については、今後の動向を見ながら国に対して要望していく。

「足立区地域保健福祉計画」の見直しについて問う

【問】地域保健福祉計画については区は中間点での見直しを約束し、昨年、高齢者生活実態調査を行なったが、今回も要介護老人の全数調査は行なわれず十分なものになっていない。区長は、見直しは「介護保険制度の動向等をみながら」と述べたが、どのような視点で見直しを行うのか。

【答】今年度行なう見直しにあたっては、現在の足立区地域保健福祉計画の基本理念は継承していく。そのうえで、前年度行

なった高齢者生活実態調査結果及び計画策定後新たに生じた要因（24時間巡回型ホームヘルプサービス等）などの視点を加え、計画を見直ししていく。



ホームヘルプサービスの充実を図れ

【問】①訪問看護と組み合わせ24時間巡回型ホームヘルプサービスを全区で実施せよ。また、巡回型と滞在型を合わせたヘルパーの派遣時間の上限はなすべきである。②ホームヘル

足立区議会新委員・ゆねが丘・ネット



鈴木あきら 議員

有害図書類の自販機及び有害広告について

【問】ツーショットカード、有害図書の自販機の規制、有害ビデオ・性玩具などピンクチラシの住宅への戸別配布についての規制、テレクラなどのはり紙・はり札及び青少年へのティッシュ

【答】不健全図書類については、都青少年健全育成条例で、青少年に対する販売等が制限されており、違反者には罰則規定があるが、ピンクチラシの配布その

「ゴミのポイ捨て禁止条例」を早期に制定せよ

【問】屋外広告物条例違反の張り紙などをゴミの不法投棄とみな



パー派遣の介護券について、新設された二時間券、一時間券は、基本となる三時間券で不足する場合の補助的な介護券として活用すべきではないか。③ショートステイだけでなく、自宅で宿泊介護もできる特別介護人派遣制度を実施する考えはないか何う。

【答】①24時間巡回型ホームヘルプ事業については、今後順次全区に拡大していく。また、上限時間については当面現状で考えていきたい②一時間券、2時間券については、必要な時間に必要なサービスを提供するため実施したもので、今後もきめ細かなサービスを提供できるよう推進していく③自宅での特別介護人派遣制度については、現在もショートステイで対応しており、設置する考えはない。

【問】いじめや不登校などの問題を解決するため、昨年6月から文部省が臨床心理士等のスクールカウンセラーをモデル校に派遣した。平成9年度は大幅増員する見通しがあるとのこと。区はスクールカウンセラーに対し、どのような評価をしているか。また、今後どのような計画をしているか何う。

【答】当区においても、子供たちへの心の悩みに対する適切な対応、学年教師、学級担任などとの適切な連絡調整・心の問題に関する専門的アドバイスなどのスクールカウンセラーの重要性を認識し、都に強くスクールカウンセラー派遣を要請している。なお、足立区の心理職は総数23名で構成され、そのうち3人が常勤として勤務し、各学校を支援・援助している。

可決した主な議案

● 条例の改正・廃止

足立区災害対策本部条例の一部を改正する条例

災害対策基本法の一部改正に伴い、規定を整備するもの。

足立区住区センター条例の一部を改正する条例

花畑住区センターを開設するもの。

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

花畑学童保育室を住区センターに移行するもの。

伊藤和彦議員（共産党）より本会議に於いて反対の立場から討論あり。

足立区難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

難病を有する者の福祉の増進を図るため、支給対象疾病に付された制限を撤廃するもの。

東京都市計画事業高野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

国庫補助の認定に伴い規定を整備するもの。

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例

区立小学校を統廃合するもの。

さとう純子議員（共産党）より本会議に於いて反対の立場から討論あり。

足立区庁舎建設資金積立基金条例を廃止する条例

新庁舎開設に伴い、足立区庁舎建設基金が設置目的を達成したため。

● 協定

(旧)足立区本庁舎等の解体工事に関する協定

協定金額（概算）
7億5千8百万円

協定の相手方
(株)足立都市活性化センター

(旧)足立区本庁舎等の解体事業について、足立区・(株)足立都市活性化センターで協定を締結し、(株)足立都市活性化センターにその工事を委託するもの。

大島芳江議員（共産党）より本会議に於いて反対の立場から討論あり。

足立区内における都市受信障害解消施設の第一期整備に関する費用負担協定

協定金額（概算）
4億2千万円

協定の相手方
(株)ケーブルテレビ足立

工期 平成8年7月～11月
足立区都市型CATV導入推進計画にもとづき、原因者が特定できない複合電波障害解消のため、国庫補助（郵政省）及び都補助を受けて足立区内における都市受信障害解消施設の第一期整備事業について、協定を締結するもの。

● 諮問

人権擁護委員候補者の推薦について
人権擁護委員として、落合修

● その他の議案

二氏、伊集院實氏、野中廣司氏、高橋忠男氏、及び大木治子氏を法務大臣に推薦するため区長から議会の意見を求められた。議会はこれに対し、異議ないものと答申した。
学童保育室の入室に関する異議申立てについて

学童保育室の入室不承認に伴う異議申立てについて、諮問審査の結果、これを棄却すべきものと答申しました。
町区域の新設及び一部変更について

■ 意見の分かれた案件

件名	結果	派名				
		足立区議会自由民主党	足立区議会公明	日本共産党足立区議団	自民党足立区議団	足立区議会新民主・さきがけ・ネット
(旧)足立区本庁舎等の解体工事に関する協定、足立区立学童保育室条例、足立区立学校設置条例の一部を改正する条例	原案可決	○	○	×	○	○
学童保育室の入室に関する異議申立てについて	棄却すべきものと答申	○	○	×	○	○

(注) ○……賛成 ×……反対

■ 特別区道路線の認定

所在地	延長(m)	幅員(m)
宮城二丁目地内	241.83	7.50
江北一丁目地内	74.99	4.00～4.17
保木間五丁目地内	45.02	4.50
	83.21	6.00～7.24
東伊興町地内	69.19	4.00

■ 区有通路路線の設置

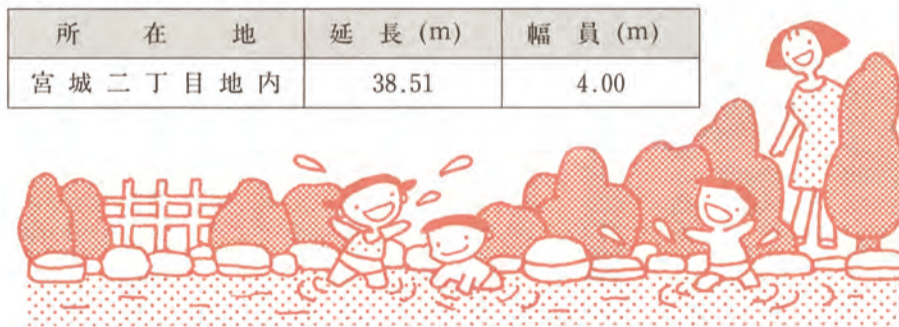
所在地	延長(m)	幅員(m)
中央本町二丁目地内	66.64	2.81～4.10

■ 区有通路路線の廃止

所在地	延長(m)	幅員(m)
東伊興町地内	69.19	3.87～3.91

■ 特別区道路線の廃止

所在地	延長(m)	幅員(m)
宮城二丁目地内	38.51	4.00



● 専決処分の報告

住居表示の実施に伴い、町区域の新設及び一部変更するもの。
(新設) 西竹の塚二丁目
(新設) 舎人公園
(変更) 伊興町前沼
(変更) 舎人町
(変更) 入谷町
(変更) 古千谷一丁目

● 継続審査にしたもの

- 朝鮮学校に対する処遇改善のための実行措置を求める陳情
- 定住外国人に対する地方選挙への参政権に関する議会決議を求める請願
- 在日朝鮮人無年金高齢者、並びに障害者に対する救済を求める陳情
- 学習内容のつめこみを緩和し、学校五日制時代にふさわしい、ゆとりある教育内容にするため、教育課程の基準(学習指導要領)の見直しを、早急に実施することを求める意見書の採択に関する陳情
- 老人、障害者の交通利便性の改善についての陳情
- ラブホテル建設に関する陳情
- 公団住宅・西新井団地建替事業に関し、足立区議会の決議を求める陳情
- 宗教法人法及び関係税法の抜本改正を求める陳情
- 市民活動推進立法を求める意見書提出についての請願
- 仮称ライオンズマンション北千住第8建設に関する請願
- 議会の情報公開を求める陳情(1～7項、9～11項)
- 議会の情報公開を求める陳情(8項)
- 米軍横田基地の撤去、返還に関する陳情
- 消費税に関する陳情
- 生活密着型の公共工事の拡充と、耐震対策の早期実行による区内建設産業の振興を求める陳情(1項)
- 生活密着型の公共工事の拡充と、耐震対策の早期実行による区内建設産業の振興を求める陳情(2項)
- ILOパートタイム労働条約の批准を求める陳情
- 「仮称モリス京成関屋」共同住宅建設に関する陳情
- 西新井団地の良好な住環境を守るための陳情
- 有害図書類、有害自動販売機、テレクラなど、青少年の健全育成に悪影響を及ぼす有害環境に法的規制を求める陳情
- 「住宅金融専門会社の不良債権処理に対して公的資金導入に反対する意見書」の提出を求める陳情
- 不動産登記に係わる登録免許税制の抜本の見直し等に関する陳情
- 「定住外国人の地方参政権」に反対する陳情
- 除籍簿、消除された戸籍の附票等の保存期間の延長に関する陳情
- 「最低生活保障基準」に関する陳情
- ゴミ・タバコのポイステの無い足立区の環境を良くすることをお願いする陳情
- 薬害エイズ被害者の完全救済と薬害根絶に関する陳情
- 補助261号線の早期着工に関する請願
- 鹿浜6丁目29番に計画中の都

清掃車専用駐車場の移転を求め
る請願

○学校改築に伴う学校図書館の
施設充実についての陳情

取り下げられたもの

今定例会で可決した

意見書 (要旨)

機関委任事務の廃止を 求める意見書

経済が高度成長から低成長へ
と変化し、地域における個性あ
るまちづくりやまちおこし、或
いは文化創造などが要求されて
いる昨今、中央集権から地方分
権への転換は益々急を要するも
のとなっている。

地方分権は今や議論の段階で
はなく、一つずつ具体的な実施
を進めるべき段階に入っている
が、その実行が遅々として進ま
ない現状にあることは誠に遺憾
とするところである。



各種の地方分権調査において、
各地方自治体が挙げる優先的権
限委譲項目は、特色あるまちづ
くりや個性的なふるさとづくり
に欠かせない都市計画、農地転
用や地方財源の強化、公営住宅
等となっている。

昨年末、政府の地方分権推進

○高齢者が安心してくらせるた
めにシルバーカーの支給をもと
める請願

○薬害エイズの真相究明及び被
害救済に関する陳情

委員会が機関委任事務について
「原則廃止」の方針を打ち出し
たことは、一歩前進と評価でき
るものである。政府においては、
五百六十を越す機関委任事務の
うち、国に残すものを必要最小
限に抑え、都市計画関係権限や
財源委譲を始めとして、その大
半の事務を自治体の固有事務と
して地方に移管すべきである。

よって、足立区議会は政府に
対し、速やかに機関委任事務を
廃止し、財政措置を講じて地方
自治体へ移管することを強く求
めるものである。

(内閣総理大臣、大蔵大臣、総
務庁長官あて)

情報公開法の早期制定を 求める意見書

行政が作成・管理する全ての
情報は国民のためのものである。
また、国民は主権者として、行
政が決定する政策や意志決定な
どについてその内容を開示され
るべきである。

国民への情報公開は、民主主
義の必須の要件であり、これま
で全ての都道府県と約二百八十
の区市町村において、情報公開
条例等が制定されるなど、国に
先行して住民への情報公開が行
なわれている。

国においても過日、政府の行
政改革委員会情報公開部会によ
る情報公開法要綱案を発表し、
法案化を目指している。



よって、足立区議会は政府に
対し、次の立場に基づき「情報
公開法」を早期に制定すること
を強く要望する。

一、行政情報の「原則公開」を
基本とし、不開示情報を必要
最小限度に抑えること。

二、政策決定過程等が明確とな
るよう、それらの関連情報に
ついても可能な限り公開の対
象とすること。

三、行政の恣意的な理由によっ
て情報の開示が拒否されるこ
とのないよう公正な行政救済
制度や司法救済制度を設ける
こと。

四、情報公開制度の実効を期す
るため、行政に対し「情報開
示義務」並びに「文書管理義
務」を課すること。

五、個人のプライバシー保護に
十分留意すること。

(内閣総理大臣、総務庁長官、
自治大臣あて)

公的介護保険制度創設に 関する意見書

国は、老人保健福祉審議会の
最終報告を受け介護保険法の制
定を目指して調整を進めている。

その制度案大綱は、保険者や
費用負担等、制度の骨格は示し
たものの、地方自治体の財政負
担やサービス基盤の整備など具
体的なことはいぜん明確になっ
ていない。

長期にわたり安定した制度と
するためには、実施内容で国民
の合意が得られ、かつ事業主体
である特別区の意見が十分反映
されたものでなければならぬ。

よって、足立区議会は政府に
対し、介護保険法の制定にあた
っては、次の対策を講じられる
よう強く求めるものである。



一、介護を必要としている人に
とって必要なサービスが保障
される制度とすること。

二、財政・事務面で特別区に過
重な負担が生じないようにす
ること。

三、介護給付額については、大
都市地域における人件費等の
実情を踏まえ、適切な大都市
加算を設けること。

四、介護サービスの基盤整備が
促進されるよう、都市部の実
情に応じた財政措置、人材確
保等に特段の対策を講じるこ
と。

五、保険料の未納等による財政
の不安定性を補完するしくみ
を導入すること。

(内閣総理大臣、厚生大臣あて)

調整率の引き上げなど、都区財 政調整の改善を求める意見書

いま、地方自治の拡充に對す
る住民の期待は高まっております。
住民に最も身近な自治体である
特別区は、区民生活擁護のため
に全力を尽くすことが求められ
ている。

そのためには、財源の保証が
必要であり、区の財政運営の要
となつてゐる財政調整交付金が
安定的に交付されなければなら
ない。

しかし、調整税の低迷など都
区双方の厳しい財政状況を踏ま
えた東京都と特別区との合意に
拠るとはいえ、平成四年度以降
「繰り延べ」等の緊急措置が毎
年行われ、その額は財政調整交
付金の一年分を越える規模とな
つてゐる。

これは、地方自治法施行令第
二百十條の十六に定める「普通
交付金の基本額が引き続き普通
交付金所要額と著しく異なるこ
ととなる場合」に該当するもの
であり、東京都は調整率の見直
しが必要な事態であることを認
識しなければならぬ。

よって、足立区議会は東京都
に對し、財政調整制度の本旨を
踏まえ、これまで繰り延べられ
た措置の復元とともに調整率の
引き上げによつて特別区の財源
を保障するよう強く要望する。

(東京都知事あて)



新庁舎における議会の紹介

委員会全面公開

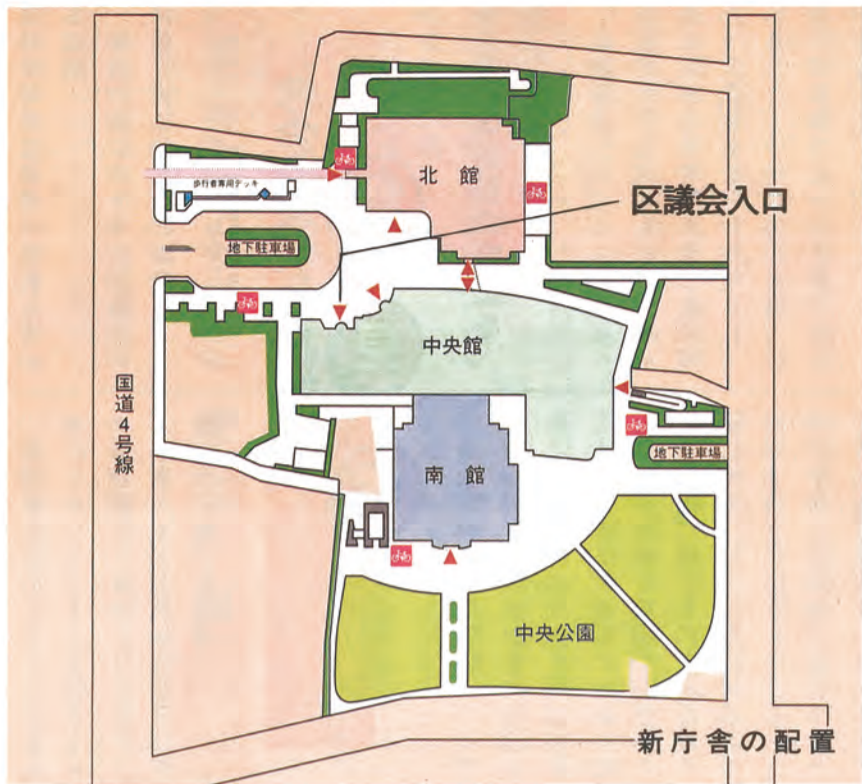
去る5月7日に区役所新庁舎
が開庁し、議会部門の機能が大
幅に拡充されました。そこで、
今回施設のご利用と区議会運営
のあらましについてお知らせし
ます。

◆議会棟は中央館6、8階

議会棟は、今回開庁した中央
館の6、8階に位置しており、
同館一階にある区議会専用入口
よりエレベーターで上がれます。
6階には、正・副議長室と各
会派控室、区議会事務局があり
ます。正・副議長及び各議員に
ご用の方は、6階エレベーター
前の議員登庁表示盤にて確認の
うえ各会派控室へおいでくださ
い。

また、請願・陳情の受付は事
務局で行っております。





7階には、常任委員会、議会運営委員会並びに特別委員会が開催される3つの委員会室があります。また、8階は、予算特別委員会、決算特別委員会、全議員協議会が開かれる特別委員会室があります。

さて、区議会では、取り扱う問題が多岐にわたり、複雑化してきています。そこで議員全員による審議は困難な状態なので、これらを一くつかの部門に分けて、専門的・能率的に審査するため、委員会を設けています。

◆ 常任委員会

- 足立区議会には、6つの常任委員会があり、議員は必ず一つの常任委員会に所属します。常任委員の任期は1年で、委員数名、定数、所管事項は次のとおりです。
- 総務委員会（定数11名）
- 企画部、総務部、収入役室、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項
- 他の常任委員会の所管に属しない事項
- 区民委員会（定数9名）
- 区民部及び地域振興部に関する事項
- 農業委員会に関する事項
- 厚生委員会（定数9名）
- 福祉部・衛生部に関する事項
- 建設委員会（定数9名）
- 土木部・建築部に関する事項
- 都市環境委員会（定数9名）
- 都市環境部に関する事項
- 文教委員会（定数9名）
- 教育委員会に関する事項

◆ 議会運営委員会

- 議会の運営に関することを審議するため議会運営委員会があります。委員は各会派から選出され、任期は常任委員と同じで、定数は14名です。所管事項は次のとおりです。
- 議会の運営に関する事項
- 議会の会議規制、委員会に関する条例等に関する事項
- 議長の間接に関する事項

◆ 特別委員会

- 特別な事項について、議会が特に必要と認めるときは、特別委員会を設けて、審査・調査することができます。
- 予算審査のときに予算特別委員会を、決算審査のときは決算特別委員会を設けているほか、現在3つの特別委員会があります。
- 交通機関誘致対策特別委員会（定数14名）
- 交通機関の誘致及び整備に関する調査研究について
- 本庁舎跡利用建設計画調査特別委員会（定数14名）
- 本庁舎跡利用の施設の建設計画並びにその合理的な運営等に関する調査研究について
- 行財政改善調査特別委員会（定数14名）
- 行財政の改善等に関する調査研究について

◆ 本会議

本会議場は7階にあり、ここで本会議が開催されます。本会議には、定例会と臨時会があり、定例会は毎年3月、6月、9月、12月に開かれています。そのほか必要に応じて臨時会が開かれます。区の重要な事項は、すべてこの本会議で決定されます。

8階には議場傍聴席があり、車椅子で利用できる席が4席と一般傍聴者用74席、報道関係者分として20席を用意しております。

傍聴の際には、議会専用入口から入り、直接エレベーターで8階に昇り、降りた所で傍聴券を受け取り、議場内へお入りください。

また、本会議の様相については、第2回定例会から庁内にテレビ中継しており、中央館1階の大型スクリーンでも放映しています。新庁舎へお立ち寄りの際はぜひご覧ください。

請願・陳情とは、区民のみならずの意見・要望を区政に反映させる重要な制度です。

**あなたの声を
請願・陳情で**

すべての委員会を公開しています

第2回定例会（6月）から委員会を全面的に公開しており、

請願は議員の紹介が必要ですが、陳情は必要ありません。足立区議会では、陳情も内容により請願と同じように扱っています。

請願・陳情の審査

受け付けた請願・陳情は、関係する委員会が審査され、本会議において、その内容に賛成できるものは採択、そうでないものは不採択とします。なお、その場で結論を出さないで、次回以降も引き続き審査を必要とするような場合には、継続審査とする場合もあります。採択したものは、区長や教育委員会などの執行機関に送ったり、また、国や都に関したものは、意見書や要望書として提出したりして、

提出する時期・提出先

その要望の実現を図ります。なお、請願・陳情の代表者の方には、本会議での審査結果（採択、不採択、継続審査）をお知らせしています。

請願・陳情は、いつでも提出することができます。区議会事務局へ提出してください。

なお、本会議招集日の7日前（ただし、土、休日を除く）迄に提出されたときは、当該会期中に審査が行われます。また、会期中で、最終本会議の四日前

足立区議会各派の構成

（ただし、土、休日を除く）迄に提出されたものは、最終日に所管委員会に付託し、閉会中でも審査を行います。

各会派の構成は、現在次のとおりとなっています。

- 足立区議会自由民主党(20名)
- 足立区議会公明(14名)
- 日本共産党足立区議団(10名)
- 自民党足立区議団(7名)
- 足立区議会新民連・さきがけ・ネット(4名)
- 無会派(1名)

本会議議席図

● 本会議の議席の一部が次のように変わりました。

執行機関席	議長席	事務局長席	執行機関席
	演壇		
	速記席		
自由民主党	10 鈴木 新井	8 渡辺 7 浅古 6 浜崎 5 前野 4 杉崎 3 小林	2 鈴木 あ 1 せがわ
自由民主党	23 せぬま 22 吉川 21 石鍋	20 藤田 19 瀬田 18 中島 17 芦川 16 藤崎 15 谷中 14 野中	13 秋山 12 ぬかが 11 さとう
自由民主党	39 河合 38 鹿浜 37 巻田 36 藤沼	35 馬場 34 大神田 33 白石 32 田中 31 西口 30 忍足 29 ともとし 28 山本	27 鈴木 秀 26 伊藤 25 今井 24 橋本
自由民主党	56 井上 55 藤木 54 安達 53 平沢	52 長塩 51 川下 50 石川 49 鈴木 進 48 宮原 47 斉藤 46 飯田 45 上田 44 白川	43 小野 42 渡辺 修 41 大島 40 針谷
新民連・さきがけ・ネット			43 小野
無会派			
傍聴席			